

平取町合葬墓のご案内



合葬墓の利用を検討される方へ

- ・平取町合葬墓は、骨箱から焼骨のみを取り出して直接埋蔵するお墓です。
- ・骨箱や骨壺での保管ではありませんので、埋蔵すると二度と取り出すことができません。
- ・十分な収容数を確保していますので、ご利用に当たっては、焦らず、ご親族と相談いただいてから、お申し込み下さい。

1 使用できる方(使用条件)

次のいずれかに該当する方が使用できます。

- (1) 亡くなった方が平取町に住所・本籍を有していた場合
- (2) 焼骨を管理している方（合葬墓の利用を申請する者）が平取町民の場合
- (3) 町営墓地を返還し、合葬墓に改葬される方

2 お申込み場所・時間

- ・受付場所： 平取町町民課生活環境係（ふれあいセンターびらとり 内）
住所： 〒055-0195 平取町本町35番地1
電話番号：01457-4-6113（課直通）
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
※ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日～1月5日）を除く

3 お申込みに必要なもの

- ①合葬墓使用許可申請書兼同意書
※ 上記申請にあたり、親族の方の同意が必要となります。
 - ②焼骨証明書類
 - ア 自宅でお骨を管理している場合：火葬許可書
 - イ 町営墓地から改葬する場合：墓地使用許可書(平取町が発行済みのもの)
 - ウ 町内のお寺から改葬する場合：焼骨収蔵証明書(お寺が発行)
 - エ 他市町村から改葬する場合：改葬許可証(現在、お骨のある市町村が発行)
 - ③使用料
 - ④印鑑(認印でも可)
- ※ほかに戸籍証明などが必要となる場合があります。

4 申請から埋蔵までの流れ

- ①申請書の提出、埋蔵日時の決定
↓
- ②使用料等の納付
↓
- ③使用許可書の受領
↓
- ④合葬墓への埋蔵

5 埋蔵(納骨)について

- (1) お骨の埋蔵日は、4月から11月までです。
- (2) 埋蔵の日時は、申請時に決定します。申請前の日時予約はできません。
- (3) お骨以外の副葬品は埋蔵できません。
- (4) 埋蔵は係員立ち会いの上、申込者・そのご家族・ご親族の方に行って頂きます。
- (5) 悪天候等により埋蔵日時が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- (6) 埋蔵当日の持ち物
 - ①お骨
 - ②合葬墓使用許可書
 - ③使用料領収書

6 使用料

- ・使用料等10,000円（焼骨1体につき）
- ※1 改葬の場合に限り、申請1件の上限額は30,000円とする。
- ※2 上記の使用料等は1回のみで、その後の支払いは必要ありません。

7 墓誌(記名板)への刻字について

埋蔵される方のお名前（生前の氏名）を刻字する墓誌(記名板)を設置しており、刻字を希望される方は、利用することができます。

- (1) 墓誌(記名板)使用のお申し込みに必要な書類
 - ・合葬墓記名板使用許可申請書（生活環境係にあります。印鑑が必要です。）
- (2) 墓誌(記名板)の使用料等について
 - ・刻字1体分につき、15,000円（墓誌登載は使用料入金確認から2ヶ月以内となります。）
- (3) 刻字について
 - ・刻字は町が民間の石材業者へ依頼します。
 - ・刻字は、字体・寸法について指定することはできません。
 - ・生前に名前を刻字することはできません。

8 生前予約について

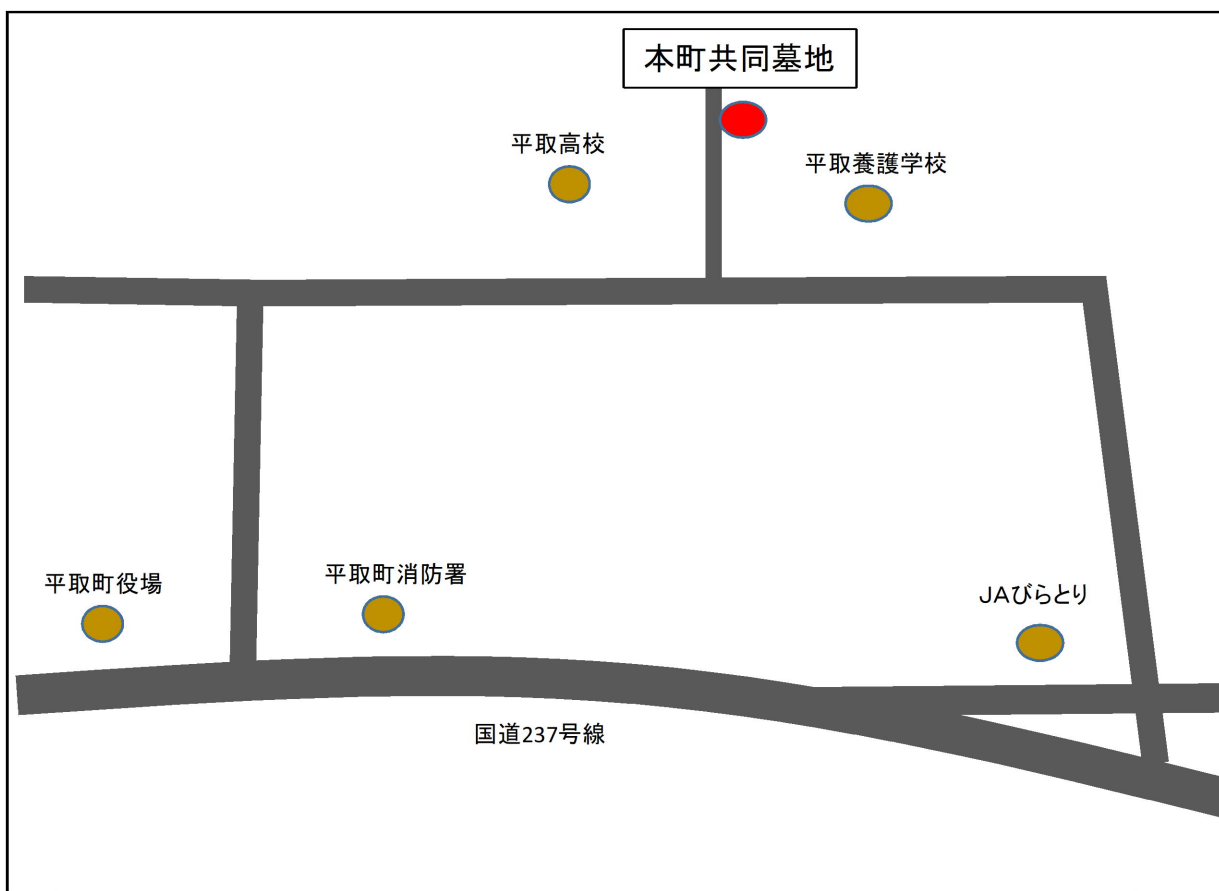
生前予約は受け付けておりません。

9 お参りについて

- ・ご供花を置く献花台を用意していますが、供物はお持ち帰り願います。
- ・様々な宗派の方々が埋蔵されますので、宗教的儀式は周囲の方にご配慮ください。
- ・埋蔵者についてのお問い合わせは、生活環境係までご連絡ください。ただし、申請者の情報は個人情報保護の観点からお答えできない場合があります。

10 その他

- ・町では宗教的な儀式は行いませんので、儀式を行う際は、利用者の方で手配願います。
- ・埋蔵したお骨は、取り出すことができません。ご家族やご親族とご相談のうえ申請願います。
- ・納入された使用料は、お骨の埋蔵後は返還できません。
- ・お骨を埋蔵した後の骨箱・骨壺は、各自でお持ち帰り願います。
- ・ご利用に当たっては、係員の指示に従ってください。



■合葬墓のお問い合わせ先

平取町町民課生活環境係(ふれあいセンターびらとり 内)

* 住所: 平取町本町35番地1

* 電話番号: 01457-4-6113(課直通)

* 受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで